

# 【概要版】上尾市・伊奈町広域消防運営計画

【はじめに】 (P1) ※ () 内ページ数は、計画内の記載ページ。

上尾市と伊奈町では、消防広域化重点地域に指定されてから、広域化による様々なスケールメリットを活用して、地震・台風等の広域的な自然災害や大規模火災等に対応できる消防体制の充実強化を図るために様々な協議を重ねてきました。

この広域消防運営計画は、広域化後の新たな消防本部の円滑な運営を確保するために必要とされる項目について、消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針を踏まえ、協議を経て両市町の合意の下に、広域化を実現させる基本的な計画として位置付け作成したものです。

## 【消防本部の概要】(令和4年4月1日現在)(P3~10)

項目	上尾市消防本部	伊奈町消防本部
管内人口	230,385人	45,021人
管内面積	45.51km <sup>2</sup>	14.79km <sup>2</sup>
職員数(定数)	267人(267人)	59人(61人)
消防署所数	1本部2署4分署	1本部1署
車両(緊急車両)	36台	9台

広域化後

項目	上尾市消防本部
管内人口	275,406人
管内面積	60.3km <sup>2</sup>
職員数(定数)	328人(328人)
消防署所数	1本部2署5分署
車両(緊急車両)	45台

## 【消防署所の位置】(P7)



## 【消防広域化の効果】

### 1 住民サービスの向上

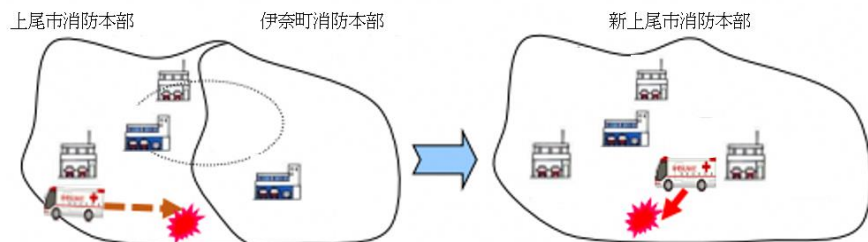
#### (1) 災害発生時における初動体制の強化 (P17, 19)

消防が広域化されることにより、本部機能が1つに集約され人員配置を見直すことで、西消防署に新たに指揮隊が配備されることから、指揮体制が向上し、災害対応力の強化につながります。また、救急車の台数が増えることから、両市町ともに人口に対する救急車の充足率が100%となり、上尾市では1隊当たりの出動件数が少なくなるため、隊員の負担が軽減されます。

さらに、伊奈町では火災発生時における消防ポンプ自動車などの出動部隊数が増加し、災害への初動体制が大きく強化されます。

#### (2) 署所配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 (P18)

広域化により、特に市町の境付近では両市町において消防車両等の現場到着時間の短縮が期待できます。



### 2 人員配置の効率化と充実

#### (1) 現場活動要員の増強 (P20)

消防本部機能を統合することにより、人員の効率化が図られ、それにより生じた人員を再配置することができ、消防力が増強されます。

(2) 救急・予防業務の高度化及び専門化 (P20)

広域化により人員が増えることで、救急救命士等の資格取得や研修派遣が計画的に実施できるようになり、質の高い救急業務の提供が可能になります。また、火災予防に関する高度な知識及び技術を有する予防技術資格者について、人事ローテーションを積極的に行い、多くの職員を育成することが可能となります。

【広域化後の消防の円滑な運営確保に関する主な協議事項とその結果】

協議結果

(1) 広域化の方式と広域化の開始時期 (P22～24, 43)

伊奈町が上尾市に消防事務を委託する「事務委託方式」とし（意見調整を行う会議体を設置する。）、令和5年4月1日から開始する。

(2) 事務委託の管理及び執行 (P23, 27～29)

上尾市の条例及び規則その他の規定の定めるところによる。

(3) 消防本部、消防署の位置及び名称 (P25)

上尾市の消防本部及び消防署所の位置は現状のままとする。また、名称は「上尾市消防本部」とし、伊奈町消防署を「上尾市東消防署伊奈分署」とする。

(4) 部隊運用等 (P30)

災害出動については、災害発生場所から一番近くに位置する車両を出動させる「直近方式」とする。

(5) 職員定数、配置、採用計画 (P33)

広域化実施時の消防職員数は、両市町の定数合計 328 名とする。広域化前の不足人数は、欠員を補充した上で広域化後の運用を開始する。また、職員の配置については、本部及び署所の体制を踏まえ実施し、採用計画については、退職予定者等を考慮し実施する。

(6) 職員の任用等 (P33, 34)

広域化に伴い、伊奈町消防職員は伊奈町を退職し、上尾市消防職員として上尾市が新たに任用する。また、職務の級は、現行の役職及び経験年数に基づき決定、階級は、広域化前と同等以上とし、上尾市消防本部の人事制度を基本とした階級設定とする。

(7) 職員の給与等 (P34)

広域化に伴い、伊奈町を退職して上尾市職員となる者の給料月額、従前の給料月額を配慮した上で当該職員の経験年数等を上尾市職員給料表に適用させた額とし、諸手当は原則として上尾市の基準で支給する。

(8) 施設整備及び車両更新計画 (P37, 38)

消防庁舎等の新設、大規模改修及び建替えは、原則として当該不動産の所在する市町が行う。伊奈町北部の走行限界エリア外地域には、広域化後 8 年以内に消防施設新設の整備を進めていく。その他、必要事項は両市町であらかじめ協議する。車両は上尾市が策定する車両更新計画に基づき、車両を更新・整備する。

(9) 経費の負担方法 (P38～40)

委託事務の管理及び執行に要する経費は、伊奈町の負担とし、伊奈町は上尾市にこれを交付する。広域化後の経費の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額（前年度）の割合とする。なお、広域化前の経費であって、広域化に伴い臨時的に必要となる経費は、原則として伊奈町が負担する。

(10) 財産の取扱い (P41)

ア 土地、建物の不動産については、各市町の所有とする。広域化後の伊奈町の消防に係る不動産については、上尾市消防本部に無償貸与し、管理する。

イ 消防車両資機材等の動産については、広域化後、上尾市に無償譲渡する。ただし、債務があるものについては、債務の償還中は上尾市に無償貸与し、債務の償還後に上尾市に無償譲渡する。

(11) 収入の帰属 (P41)

委託事務の管理及び執行に伴い徴取する手数料等の収入は、地方債を除き、全て上尾市の収入とし、消防費のうち両市町で按分負担する経費に充当する。

(12) 関係機関との連携に関する事項 (P42, 43)

ア 伊奈町災害対策本部には、上尾市消防本部から上尾市東消防署長と他職員を派遣し、連携体制を図る。

イ 伊奈消防団に関する事務は伊奈町が行い、災害、行事、訓練等は、上尾市消防本部と連携を図る。